

## 株式等保有特定会社の株式の評価についての改正案の概要

国税庁が、平成 29 年 6 月 22 日に公表した「財産評価基本通達の一部改正（案）の概要」によると、株式保有特定会社（保有する「株式及び出資」の価額が総資産価額の 50%以上を占める非上場株式をいいます。）の判定基準に「新株予約権付社債」を加えることを予定しています。

大会社が株式保有特定会社に該当した場合には、類似業種比準方式により評価を行えないため、株式保有特定会社に該当することを避けるために資産構成を変化させる対策として、転換するまでは株式及び出資に含まれない「新株予約権付社債」を保有するケースがあったことが、今回の改正につながったようです。

## (1) 従来の株式保有特定会社の判定基準と評価方法

平成 25 年 5 月の通達改正により、株式保有特定会社は、会社規模にかかわらず、評価会社の所有する株式及び出資の価額が総資産価額に占める保有割合が 50%以上となった場合に該当することとされています。また、その評価額は「純資産価額」又は株式に着目した特殊な評価方法により評価を行います。

判定基準	$\frac{\text{株式及び出資の相続税評価額の合計額}}{\text{評価会社の有する各資産の相続税評価額の合計額}} \geq 50\%$
評価方法	①純資産価額方式 ②S1+S2方式（※ <sub>1</sub> ）

※<sub>1</sub>S1 の金額＝評価会社が保有する株式及び出資と当該株式及び出資の剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。）、利益の配当及び剰余金の分配（出資に係るものに限る。）がなかったとした場合の大会社・中会社・小会社の区分に応じる原則評価方式による評価額

$$S2 \text{ の金額} = \frac{\text{株式及び出資の相続税評価額の合計額} - \left[ \text{株式及び出資の相続税評価額の合計額} - \text{株式及び出資の帳簿価額の合計額} \right] \times 37\%}{\text{課税時期における評価会社の発行済株式数}}$$

## (2) 今回の改正案における株式等保有特定会社の判定基準と評価方法

株式等保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債の価額を加えるものとし、その評価方法においても新株予約権付社債の価額や利息を加味するものとされています。

判定基準	$\frac{\text{株式、出資及び新株予約権付社債の相続税評価額の合計額}}{\text{評価会社の有する各資産の相続税評価額の合計額}} \geq 50\%$
評価方法	①純資産価額方式 ②S1+S2方式（※ <sub>2</sub> ）

※<sub>2</sub>S1 の金額＝評価会社が有する株式、出資及び新株予約権付社債と当該株式、出資の剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）及び新株予約権付社債に係る利息の額がなかったとした場合の大会社・中会社・小会社の区分に応じる原則評価方式による評価額

$$S2 \text{ の金額} = \frac{\text{株式、出資及び新株予約権付社債の相続税評価額の合計額} - \left[ \text{株式、出資及び新株予約権付社債の相続税評価額の合計額} - \text{株式、出資及び新株予約権付社債の帳簿価額の合計額} \right] \times 37\%}{\text{課税時期における評価会社の発行済株式数}}$$

この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の評価について適用することとされています。

（担当：草野 耕平）